

総務省承認	No. 27351
承認期限	平成21年3月31日まで

提出先	中小企業庁事業環境部企画課調査室
提出期限	平成20年9月1日

(秘) 平成20年中小企業実態基本調査 (調査票甲 個人事業者用)

平成20年8月1日 経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています。
この調査票は、税務申告等とは一切関係なく、統計的に処理され、申告者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

整理番号 (この欄は、中小企業庁が使用します。)

個人事業者用					
事業所の所在地		電話番号 (代表)			
		記入者の氏名	フリガナ		
		<small>(調査票内容の照会 に回答いただける方)</small>			
個人事業者の名称	フリガナ	電話番号 (記入者の連絡先)			
			<small>※代表と異なる場合のみご記入ください。</small>		

- ※ 上記赤枠内の記入をお願いします。
- ※ 事前に印刷されている企業情報に誤りがある場合は、二重線で消し、正しい企業情報をご記入ください。

【調査票のご記入にあたっての注意事項】 ※ご記入頂く前に、必ずお読みください。

1. この調査票は、個人事業者(個人企業)用の調査票です。御社が法人企業の場合は、改めまして法人企業用の調査票をお送りしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
2. この調査は、個人事業者(個人企業)を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた企業全体について記入してください。
3. 記入内容は、平成19年分所得税青色申告決算書または平成19年分収支内訳書によって記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談して頂くか、最寄りの決算期の数値で記入してください。
4. この調査票は2ページ目以降、見開き左ページが記入説明、見開き右ページが記入欄という構成になっています。記入箇所は赤枠で囲んでありますので、赤枠内の記入をお願いします。また、記入の際は、左ページの記入説明を参考にしてください。
5. 調査票の記入に当たっては、黒または青のボールペンではっきりと記入してください。
6. 記入内容について照会する場合がありますので、上記赤枠内の記入者の氏名及び連絡先の電話番号を必ず記入してください。内線番号がある場合は、その番号も記入してください。
7. 後日、調査担当より、記入内容について確認させて頂く場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。
8. 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。(切手不要)
投函期限：平成20年8月30日(土)
9. 本統計調査についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先 (フリーダイヤル) : 0120-434-369
受付時間 : 平日(月~金) 9:00 ~ 18:00 (土日、祝祭日はつながりません。)

【提出先】
 経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室
 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
 中小企業実態基本調査事務局

【ホームページ】
 経済産業省中小企業庁ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
 中小企業実態基本調査ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

右ページ問2・問2付問1・問3・問5の記入説明

『問2』の**企業全体の従業者数**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員は除きます。

個人事業主	個人企業の経営者。個人企業が共同で事業を行っている場合は、1人を「個人事業主」とし、他の人は常用雇用者とします。
無給家族従業員	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに、 <u>ふだん事業所の仕事を手伝っている人</u> 。
常用雇用者	期間を定めずに、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成20年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。ただし、有給・無給役員は除きます。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称と呼ばれている人。一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い。
臨時・日雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

『問2付問1』の**他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者**の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数	他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数とは、「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」または「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業者は除きます。
他社からの出向従業者（出向役員を含む）	在籍出向など出向元に籍があり、 <u>給与を出向元から受け取っているが、御社にきて働いている人</u> 。
他社からの派遣従業者	労働者派遣法という派遣労働者。 <u>給与を派遣元から受け取っているが、御社にきて働いている人</u> 。

『問3』の**海外の子会社、関連会社または事業所**の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、御社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、御社の子会社または御社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても御社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、御社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、海外にある御社の支店・営業所・工場などをいいます。

『問5』の**売上(収入)金額及び経費など**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 各調査項目と「青色申告」または「白色申告」の各科目の対応は、下表の番号を参照してください。

項目	青色申告 平成19年分 所得税青色申告決算書				白色申告 平成19年分 収支内訳書			
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(農業所得用)	(一般用)	(不動産所得用)	(農業所得用)	
売上(収入)金額	番号1	番号4	番号4	番号7	番号4	番号5	番号7	
売上原価 (商品仕入原価、材料費、 労務費、外注費などの総額)	番号6	番号5	/	/	番号9	/	/	
経費	給料賃金 (専従者給与除く)	番号20	番号6	番号11	番号22	番号11	番号6	番号8
	地代家賃	番号23	番号8	番号10	番号24	番号15	番号9	番号9
	減価償却費	番号18	番号9	番号8	番号20	番号13	番号7	番号10
	租税公課	番号8	/	番号5	番号8	記号イ	記号イ	記号イ
上記以外の経費	番号32から 上記の番号 20,23,18,8 の金額を除 いた金額	番号12から 上記の番号 6,8,9の金額 を除いた金 額	番号18から 上記の番号 11,10,8,5の 金額を除い た金額	番号35から 上記の番号 22,24,20,8 の金額を除 いた金額	番号18から 上記の番号 11,15,13,記号 イの金額を除 いた金額	番号12から 上記の番号 6,9,7,記号イの 金額を除いた 金額	番号14から 上記の番号 8,9,10,記号イ の金額を除い た金額	
差引金額または 専従者控除前の所得金額	番号33	番号13	番号19	番号36	番号19	番号13	番号15	

※ この調査票は、「個人事業者用」の調査票です。法人企業の方は、「法人企業用」の調査票を再送付致しますので、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 企業の概要 ※ 全員の方におうかがいします。

問1 事業を開始した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-------------------|-----------------|-------------------------|
| 1. 平成19年(2007年)以降 | 4. 平成16年(2004年) | 7. 平成13年(2001年) |
| 2. 平成18年(2006年) | 5. 平成15年(2003年) | 8. 平成10~12年(1998~2000年) |
| 3. 平成17年(2005年) | 6. 平成14年(2002年) | 9. 平成9年(1997年)以前 |

問2 出向・派遣を除く、企業全体の従業員数を平成20年3月31日現在で記入してください。(男女別)
 なお、「個人事業主」欄には、男女どちらかに、1人と記入してください。
 (※ 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員は除いて、記入してください。)

区分	⑥合計 ⑥=①+②+③+④+⑤ (※ 出向・派遣は除く)		内 訳							
			①個人事業主	②無給家族従業員	常用雇用者		⑤臨時・日雇雇用者			
					③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)	④パート・アルバイト				
男		人		人		人		人		人
女		人		人		人		人		人

問2 付問1 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数を平成20年3月31日現在で記入してください。(男女別)

他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員の合計数	男		人
	女		人

【問2 付問1 記入上の注意点】
 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員がいない場合には、「0」人と記入してください。
 ※定義については左ページ(2ページ)をご覧ください。

問3 御社の海外展開について、おうかがいします。

海外に子会社、関連会社または事業所(支店・営業所・工場など)がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(平成20年3月31日現在)。

1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある 2. 海外に子会社、関連会社または事業所がない

→ 問4へお進みください

問3 付問1 問3で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
 海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を平成20年3月31日現在で記入してください。

項目	海外にある、子会社、関連会社 または事業所の数
子会社	社
関連会社	社
事業所	箇所

2. 平成19年度決算について ※ 全員の方におうかがいします。

問4 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の口内に「レ」を記入し、税抜きで記入してください。

税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合のみ、口内に「レ」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問4は空欄で構いません。

問5 売上(収入)金額及び経費などについて平成19年度決算の損益計算書及び確定申告書類などを参照して記入してください。

項目	千	百	十	億	千	百	十	万	千
	億	億	億	億	万	万	万	万	円
売上(収入)金額									.000 円
売上原価 (商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)									.000 円
経費	給料賃金(専従者給与除く)								.000 円
	地代家賃								.000 円
	減価償却費								.000 円
	租税公課								.000 円
	上記以外の経費								.000 円
差引金額または専従者控除前の所得金額								.000 円	

【問5 記入上の注意点】

- 平成19年度の決算期間で記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談して頂くか、最寄りの決算期の数値によって記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「差引金額または専従者控除前の所得金額」をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。(例: ▲2000)

右ページ問7・問8・問8付問1・問9の記入説明

『問7』の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問8』及び『問8付問1』の「リース契約」及び「新規リース契約額」の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転用リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではありません。平成19年度中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、平成19年度中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

『問9』の研究開発の内容は以下のとおりです。

研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することに伴う費用をいいます。 <p>なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行なわれている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削などの鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれません。</p>
------	--

研究開発とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良
- （本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除きます。）
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

問6 平成19年度決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(※1)』を適用し、損金経理したものの金額(上限300万円)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

百万	十万	万	千

,000 円

※1 『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは

青色申告書を提出する常時使用する従業者の数が1000人以下の個人事業者または資本金1億円以下の中小企業者(大規模法人の子会社などは除きます。)等を対象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまで、取得価額の全額を損金算入できる制度です。

確定申告書等に添付した少額減価償却資産の取得価額に関する明細書または減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(別表十六(一)または十六(二)等)の「備考」欄に記載された事項を基に金額を記入してください。

問7 設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)について、おうかがいします。

平成19年度中に設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った

2. 設備投資を行っていない

問8 へお進みください

問7 付問1 問7で「1. 設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成19年度中に行った設備投資額(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額(※2))を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

この一年間(当期)に取得した設備投資額を記入してください。
※2 減価償却前の金額のことで、記入の際にはご注意ください。

設備投資額 (「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000 円

問8 リースの利用について、おうかがいします。

平成19年度中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 平成19年度中に新たにリース契約(契約更新を含む)を行った
2. 平成19年度中にリース契約を新たに行わなかった

問9 へお進みください

問8 付問1 問8で「1. 平成19年度中に新たにリース契約(契約更新を含む)を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成19年度中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

新規リース契約額	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000 円

問9 新製品または新技術の研究開発について、おうかがいします。

平成19年度において、新製品または新技術の研究開発を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 研究開発を行った

2. 研究開発を行っていない

問10 へお進みください

問9 付問1 問9で「1. 研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

研究開発に要した費用を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

項目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
研究開発費									

,000 円

右ページ問10・問11の記入説明

『問10』の特許権・実用新案権・意匠権の内容は以下のとおりです。

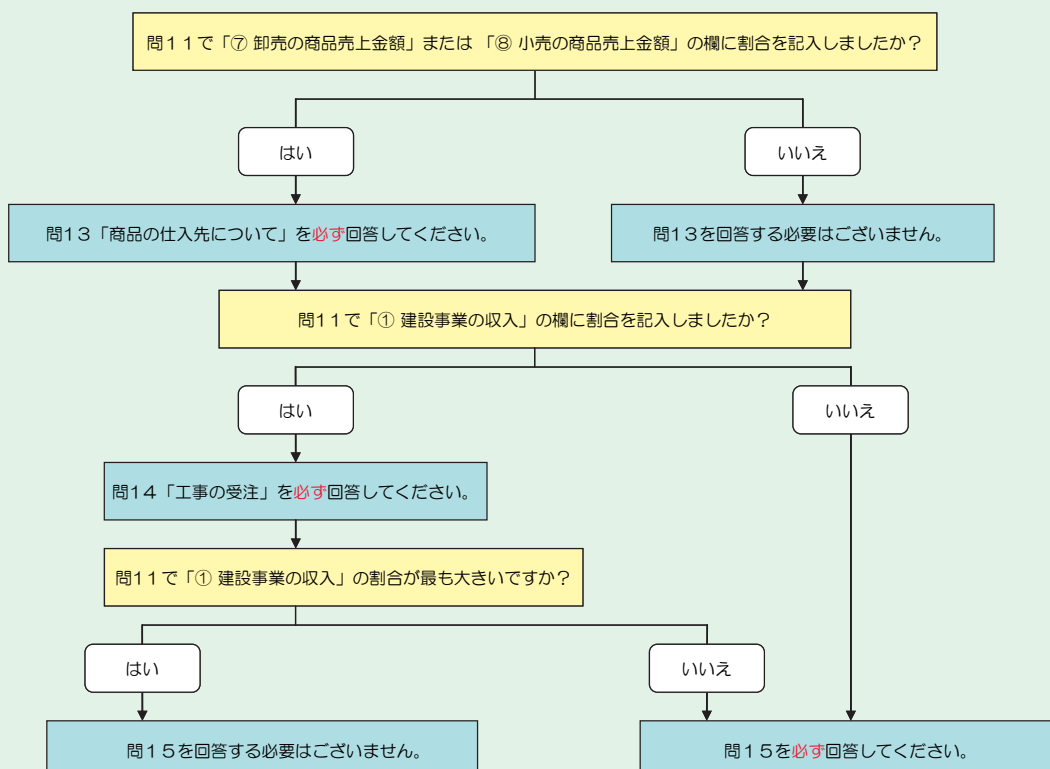
特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。

『問11』の売上(収入)金額の業種別内訳の内容は以下のとおりです。

建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
製造品売上金額	「製造品売上金額」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 以下の場合は、「製造品売上金額」には含みませんので注意してください。 ① 仕入商品を加工せず他の事業者へ販売した場合の販売高 ⇒ 「卸売の商品売上金額」に記入。 ② 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上金額」に記入。 ③ 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭消費者に直接販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上金額」に記入。
加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
運輸事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業などの収入。
不動産事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸などの収入。
卸売の商品売上金額	他の者から購入した（仕入れた）商品を、 その性質や形状を変えないで 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。
小売の商品売上金額	「小売の商品売上金額」とは、仕入商品または製造した商品を 主として家庭消費者に 販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭消費者に直接販売する場合は、「製造品売上金額」ではなく、この「小売の商品売上金額」に記載してください。
飲食事業の収入	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場などの収入。
宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
サービス事業の収入	専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、労働者派遣業など）の収入。
その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

問13・問14・問15の回答上の注意

※ 問11 および問12は全員の方が必ず回答してください。



問10 御社で所有している特許権・実用新案権・意匠権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権がある 2. 特許権・実用新案権・意匠権がない

→ 問11へお進みください

問10 付問1 問10で「1. 特許権・実用新案権・意匠権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
平成20年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権の件数をそれぞれ記入してください。

内容	所有しているもの		
特許権			件
実用新案権			件
意匠権			件

問11 売上(収入)金額の内訳について平成19年度決算の損益計算書及び確定申告書類などを参照して記入してください。

業種別内訳	割合			
① 建設事業の収入			%	
② 製造品売上金額			%	
③ 加工賃収入			%	
④ 情報通信事業の収入			%	
⑤ 運輸事業の収入			%	
⑥ 不動産事業の収入			%	
⑦ 卸売の商品売上金額※			%	
⑧ 小売の商品売上金額※			%	
⑨ 飲食事業の収入			%	
⑩ 宿泊事業の収入			%	
⑪ サービス事業の収入			%	
⑫ その他の事業の収入			%	
合計	1	0	0	%

合計して100%になるように、記入してください。

【問11 記入上の注意点】

御社の行っている事業が業種別内訳のどの項目にあてはまるのかは、左ページ(6ページ)の記入説明及び同封の『業種分類表(紫色の冊子)』を参考にしてください。

「⑦ 卸売の商品売上金額」または「⑧ 小売の商品売上金額」(※印の箇所)に記入がある場合は、問13も必ず記入してください。

【問12 記入上の注意点】

例) 下図の場合、売上(収入)金額の内訳で最も多いのは「④ 情報通信事業の収入」なので、問12では、「④ 情報通信事業の収入」を100%とし、『業種分類表』を参考に、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問11

業種別内訳	割合			
① 建設事業の収入			%	
② 製造品売上金額			%	
③ 加工賃収入			%	
④ 情報通信事業の収入	8	0	%	
⑤ 運輸事業の収入			%	
⑥ 不動産事業の収入			%	
⑦ 卸売の商品売上金額※			%	
⑧ 小売の商品売上金額※			%	
⑨ 飲食事業の収入			%	
⑩ 宿泊事業の収入			%	
⑪ サービス事業の収入	2	0	%	
⑫ その他の事業の収入			%	
合計	1	0	0	%

問12

内訳	分類番号	事業の種類(分類番号が分からない場合に記入してください)	割合					
第1位	4	0	1	インターネット付随サービス業	6	0	%	
第2位	3	9	1	ソフトウェア業	4	0	%	
第3位							%	
その他	9	9	2	主たる業種のうち上記以外の事業			%	
合計					1	0	0	%

問12 「問11 売上(収入)金額の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(御社の主たる事業)についておうかがいします。
御社の主たる事業について、その内訳を売上金額(または収入金額)の多い順に、同封の『業種分類表(紫色の冊子)』の中から分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号と収入割合を記入してください。それ以外(主業の内訳のうち上位3つ以外)のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内訳	分類番号			事業の種類(分類番号が分からない場合に記入してください。)	割合			
第1位							%	
第2位							%	
第3位							%	
その他	9	9	2	主たる業種のうち上記以外の事業			%	
合計					1	0	0	%

合計して100%になるように、記入してください。

※ 問13は、7ページ「問11 売上(収入)金額の内訳」で「⑦ 卸売の商品売上金額」または「⑧ 小売の商品売上金額」の欄に割合を記入した方は、必ずお答えください。それ以外の方は「4. 工事の受注について」問14へお進みください。

3. 商品(製品)の仕入れについて

問13 平成19年度において、販売を目的に商品(製品)の仕入れを行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。(※自家消費目的や製造目的の原材料の仕入れ及びサービス(旅行など)の仕入れは除きます。)

1. 仕入れを行った 2. 仕入れを行っていない

右ページ問14・問15・問16の記入説明

『問14』の**工事の受注**についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

※問14は、7ページ「問11 売上（収入）金額の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。それ以外の方は、「5. 受託の状況」問15へお進みください。

元請工事	発注者から直接請け負う建築工事、土木工事。
下請工事	建設工事や土木工事を他の者から請け負った建設業者から請け負う建築工事、土木工事。
公共事業	国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事。

『問15』の**受託内容**は以下のとおりです。（※建設工事の受託は除きます。）

① 製造の受託	他社が販売する物品・製造請負品・部品・原材料・自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。
② 修理の受託	他社が請け負っている物品の修理・他者の自己使用する物品の修理を依頼されること。
③ プログラム作成の受託	他社が行うプログラム作成を依頼されること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託	他社が行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。
⑤ 役務提供の受託	他社が行う運送・物品の倉庫保管・情報処理の役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う、建設工事の受託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託	他社が行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う、建設工事の受託は含まれません。

『問16』の**委託内容**は以下のとおりです。（※建設工事の委託は除きます。）

① 製造の委託	御社が販売する物品、製造請負品、部品、原材料、自己使用する物品、金型などの製造を他社に委託すること。
② 修理の委託	御社が請け負っている物品の修理、御社の自己使用する物品の修理を他社に委託すること。
③ プログラム作成の委託	御社が行うプログラム作成を他社に委託すること。
④ プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託	御社が行うテレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供などを他社に委託すること。
⑤ 役務提供の委託	御社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の委託	御社が行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）、顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。

※問14は、7ページ「問11売上（収入）金額の内訳」で「①建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。それ以外の方は、「5. 受託の状況」問15へお進みください。

4. 工事の受注について

問14 平成19年度の完成工事高について、元請・下請工事別の発注元数と金額を記入してください。また、元請工事については、「公共事業」・「公共事業以外の民間など」別に記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

項目		発注元数 ※1 (発注者の数)			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
元請工事	公共事業				社									,000 円
	公共事業以外の民間など				社									,000 円
下請工事					社									,000 円
合計					社									,000 円

※1 発注元数には、工事の件数ではなく、発注者の数を記入してください。

5. 受託の状況 ※主たる事業が「建設業」の場合は記入不要です。「6. 委託の状況」へお進みください。

問15 平成19年度において、左ページ(8ページ)問15の記入説明に掲げる受託(※2)がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。(※建設工事の受託は除きます。)

※2 受託とは、他社が行う製造・修理・役務等を依頼されることをいいます。ただし、建設工事の受託は除きます。

1. 受託があった

2. 受託がなかった

→ 問16へお進みください

問15 付問1 問15で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成19年度中における受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

受託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
										,000 円

6. 委託の状況 ※全員の方におうかがいします。

問16 平成19年度において、左ページ(8ページ)問16の記入説明に掲げる委託(※3)を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。(※建設工事の委託は除きます。)

※3 委託とは、自社が行うべき製造、修理、役務等を、自社のために行ってくれるように他社に依頼（外注を含む）することを行います。ただし、建設工事の委託は除きます。

1. 委託を行った

2. 委託を行っていない

→ 問17へお進みください

問16 付問1 問16で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

平成19年度中における委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

委託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
										,000 円

右ページ問17・問17付問1・問18・問19の記入説明

『問17』の取引金融機関（メインバンク）についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

都市銀行・信託銀行など	都市銀行（みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな、新生、あおぞら※）、信託銀行（「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」によって信託業務を兼営する銀行）など。
地銀・第二地銀	地方銀行（全国地方銀行協会加盟銀行）、第二地銀（第二地方銀行協会加盟銀行、旧相互銀行）。
信用金庫・信用組合	信用金庫（「信用金庫法」に基づく協同組織の金融機関）、信用組合（「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関）。
政府系中小企業金融機関	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫。
4以外の政府系金融機関	日本政策投資銀行、農林漁業金融公庫など。
農林系金融機関	農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会。
その他	外資系金融機関、ゆうちょ銀行など。

※ あおぞら銀行は2006年4月1日に、長期信用銀行から普通銀行（都市銀行）へ転換しました。

『問17付問1』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、御社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会（全国に52ある）との間で保証委託契約を取り交わしている場合または中小企業金融公庫の信用保証制度を利用している場合をいいます。（民間の信用保証会社による保証は含まれません。）

『問18』のチェーン組織への加盟の状況について、各用語の説明は、以下のとおりです。

ボランティア・チェーン	ボランティア・チェーンとは、独立した個々の店が、独立性を維持しながら多数が結合、組織化して本部を中心に商品の仕入れやその他の業務を共同化するチェーン組織のことをいいます。
フランチャイズ・チェーン	フランチャイズ・チェーンとは、チェーン本部が加盟店との契約に基づき、特定の商標、商号などを使用させる権利を与え、経営指導を行いながら、継続的に商品を提供し、その対価としてロイヤリティを徴収する意図で組織されたチェーン組織のことをいいます。

『問19』の電子商取引（e-コマース）の実施状況について、用語の説明は、以下のとおりです。

電子商取引（e-コマース）	電子商取引（インターネット等を通じた商取引、e-コマース）とは、「商取引（企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上でやっていること」を指します。
---------------	---

7. 取引金融機関（メインバンク）について ※ 全員の方におうかがいします。

問17 御社の取引金融機関のうち、メインバンクについておうかがいします。

現在、御社のメインバンク(借入れ残高シェアの大小などに関わらず御社がメインバンクと認識している金融機関)はどれですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| 1. 都市銀行・信託銀行など | 5. 4以外の政府系金融機関 |
| 2. 地銀・第二地銀 | 6. 農林系金融機関 |
| 3. 信用金庫・信用組合 | 7. その他（外資系金融機関など） |
| 4. 政府系中小企業金融機関 | 8. <u>メインバンクはない</u> → 問18へお進みください |

【以下の問17付問1、問17付問2は、問17で「1～7」のいずれかをお答えの方におうかがいします。】

問17付問1 メインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1. 経営者の本人保証を提供している | 4. 公的信用保証を提供している |
| 2. 物的担保を提供している | 5. 1～4のいずれも提供していない |
| 3. 第三者保証(公的信用保証を除く)を提供している | 6. メインバンクからの借入金はない |

問17付問2 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 借入申込を拒絶または申込額を減額された | 4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた |
| 2. 借入条件は厳しくなったが申込額どおり借りられた | 5. 増額セールス(※)を受けた |
| 3. 借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた | 6. 最近1年間は借入申込を行っていない |

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

8. チェーン組織への加盟の状況 ※ 主たる事業が製造業の場合は記入不要です。 「9. 電子商取引（e-コマース）の実施状況」へお進みください。

問18 御社における平成19年度の主たる事業において、チェーン組織に加盟していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. ボランタリー・チェーンに加盟している | 3. 1、2のいずれも加盟していない |
| 2. フランチャイズ・チェーンに加盟している | |

9. 電子商取引（e-コマース）の実施状況 ※ 全員の方におうかがいします。

問19 御社における平成19年度の事業活動(決算ベース)において、電子商取引(インターネット等を通じた商取引)を実施しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

例として、受注、原材料購入や販売などの分野で、電子商取引を実施したものの、売上実績や販売実績にはならなかった場合であっても、実際に電子商取引を導入し、利用機会があった場合は、「1. 電子商取引を実施した」に○をつけてください。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 電子商取引を実施した | 2. 電子商取引を実施しなかった |
|---------------|------------------|

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させて頂く場合もありますので、記入のおわった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。
記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、8月30日(土)までにポストに投函してください。(切手は不要です。)